

衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付要綱

平成29年 4月 1日制定
一般社団法人兵庫県トラック協会

（事業趣旨）

第1条 一般社団法人兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）は、事業用トラックの交通事故を削減するために、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）と協調し、衝突被害軽減ブレーキ装置（車両総重量3.5トン以上、8トン未満の事業用トラックに搭載した衝突被害軽減ブレーキ装置）（以下「装置」という。）を導入した兵ト協会員事業者に対して助成金を交付する。

（対象装置）

第2条 助成対象とする装置は、国の「事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）」の対象装置と同一とする。

（交付額等）

第3条 助成金の交付額は、会員事業者が当該年度に新たに装置を搭載した車両を導入した場合、1車両あたり兵ト協、全ト協それぞれ取得価格の4分1（上限兵ト協3万円、全ト協5万円）の合計を交付する。

（助成金の申請）

第4条 会員事業者は装置導入が完了したときは、「被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付申請書」（以下「助成金交付申請書」という。）に必要書類を添付し、兵ト協に提出しなければならない。

なお、兵ト協は、会員事業者に対し本助成に関して、必要な報告を求めることができる。

（助成金交付）

第5条 兵ト協は、会員事業者から前条の助成金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、交付条件に適合すると認めるときは会員事業者に対して助成金を交付する。

（助成金の返還）

第6条 兵ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他兵ト協が定める事項に違反したとき
 - (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- 2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、全ト協、兵ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(装置の処分の制限)

- 第7条 会員事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して4年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ兵ト協の承認を得た場合はこの限りではない。
- 2 会員事業者は、前項による処分が行われたときは、兵ト協へ報告しなければならない。

(その他必要な事項)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、兵ト協が別にこれを定める。

(附則)

- 第一条本要綱は、平成29年4月1日より適用する。